

議 第 270 号

令和 5 年 11 月 30 日提出

熊本市旅館業法施行条例の一部改正について

熊本市旅館業法施行条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

熊本市旅館業法施行条例(平成 12 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項及び第 4 条中「及び第 3 条の 3 第 3 項」を「、第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項」に改める。

第 7 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 52 号)の施行による旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。